

金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん図形 取扱基準

制定 平成 28 年 9 月 14 日

改定 令和 3 年 4 月 1 日

金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃんの取扱基準は、次のとおりとする。

- 1 金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん図形の使用に関する事務取扱要綱施行日以前の使用については遡及申請しない。
- 2 使用する図形は、標準ぼたんちゃんとする。（要綱第 5 条第 1 項の（2）
ただし、頭部の牡丹の花を隠さないこと、等身を変更しないこと、全体の雰囲気・かわいらしさを損なわない範囲ならば可とする。
※ぼたんちゃん図形（4 パターン＋顔のみ）参照
- 3 形、柄、パッケージ等においてぼたんちゃんが特定の企業、商品等を説明・推奨する表現は不可とする。

附則

この取扱基準は、平成 28 年 9 月 14 日から施行する。

附則

この取扱基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。